

令和 8 年 6 月 1 日

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅入居者の皆様へ【お願い】

公営住宅・特公賃住宅・地優賃住宅・町営住宅の入居者の皆様には、日頃より地域の環境美化にご協力いただきありがとうございます。

いよいよ暑気の高まりとともに、草木の成長が著しい季節となってまいりました。

公営住宅等の住宅敷地の環境が周辺地域に与える印象が大きいことから、入居者の皆様におかれましては、住宅敷地内の草刈り等を行うことにより、住環境の美化促進についてご協力をお願いします。



《裏面あり》

○排水口（台所・洗面台・風呂等）に油などを流してしまった場合は、十分な量の水でよく流してください。油分が排管内に残ると固化し、詰まりの原因となりますのでご注意ください。

また、排水口・排管の清掃に洗剤等を使用した際は、作業終了後に必ず十分な水で洗い流してください。洗剤が残留すると、排管の継ぎ目等に使用されているゴムパッキンを腐食させ、水漏れの原因となります。

○ペット（犬、猫等）は飼うことが出来ません。現在入居されている住宅を退去されて次に入居される方がアレルギーの方や匂いが嫌な方などいると入居できない可能性や入居者のアレルギーになる可能性もありますのでご理解願います。また、壁や柱が破損したり、匂いなどがある場合は自己負担により修繕、特殊清掃等していただく場合がありますのでご協力お願いいたします。

○連帯保証人の方が亡くなった時や失業その他保証能力を有しなくなったときは新たに連帯保証人をたてなければなりませんのでご連絡ください。

○駐車場の使用の際は、使用許可が必要です。

新たにお車を購入された場合、または駐車場の契約がお済みでない場合は、お手数ですがお手続きをお願いいたします。

その他不明な点がございましたら町民生活課までご連絡ください。

下川町町民生活課維持管理係

01655-4-2511